

令和８年度千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会 議事録

日時：令和８年８月３日（月）１５：００～１７：００

場所：県本庁舎５階 大会議室

（委員オンライン参加）

１．開会

○司会

それではただいまより、令和８年度千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会を開催いたします。

初めに、熊谷知事より御挨拶申し上げます。

２．あいさつ

○熊谷知事

こんにちは。本日は大変お忙しいところ、政策評価に関する有識者懇談会に御出席をいただきましてありがとうございます。

私ども県では、頻発化・激甚化する災害や人口減少社会の到来など、喫緊の課題に対応し、命と暮らしを守るとともに、「空」「海」など、私ども、本県の魅力を磨き上げ、豊かなライフスタイルを実現できる県づくりを加速していくために、昨年１０月に新たな総合計画を策定いたしました。

私ども千葉県では、「成田空港第２の開港プロジェクト」や、道路ネットワークの整備進展などを通じ、本県の広域的な拠点としての優位性がさらに高まり、県内の活力がより一層向上する好機を迎えております。

具体的には、成田空港について、現在、滑走路の新增設等を行う「更なる機能強化」が進められており、先月の６日には、国の検討会において、成田空港の旅客取扱施設、ターミナルですね。それから、貨物取扱施設、交通アクセスなどの抜本的な機能強化に向けた「最終とりまとめ」が公表されました。

さらに、先月２１日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」において、「成田空港の機能強化、道路・鉄道アクセス整備、周辺の産業集積、農林水産物輸出拠点化を府省庁横断的に進める」ということが記載され、加えて、先月の３１日に公表された国の「戦略産業クラスター計画」では「成田空港を核とした航空機産業」が盛り込まれたところであります。

道路ネットワークについては、本年度、圏央道のラストピースである大栄・横芝間の開通によりまして、県内区間が全線開通いたします。これによって、首都圏を環状に結ぶ圏央道が概ね全線開通し、千葉県のみならず、我が国の産業競争力が大きく高まるものと期待をしています。

総合計画の施策を着実に実施することで、「成田空港第2の開港プロジェクト」の進展や、圏央道の県内区間の全線開通、さらには昨年7月の国家戦略特区制度の県全域への拡大、これらの効果を最大限活用しながら、県全体の発展につなげていきたいと思います。

ここで、昨年の10月に総合計画を策定してからこれまでの間に進展した施策について、2つほど紹介をさせていただきます。

まず、「観光立県の推進」ですけれども、本県は、首都圏では珍しい西海岸を有し、温泉地の数が全国9位であるなど、まだ知られていない魅力が数多くあります。

そこで、「海」や「温泉」といった本県の豊かな自然を生かした観光地域づくりの第一弾として、「養老溪谷温泉郷」において、地元市町や事業者等と地域のブランディングや観光コンテンツの開発などに取り組んでおり、4月から5月にかけて、養老溪谷の自然をそのままに最新のテクノロジーと融合した春の夜を彩る野外アート展を開催したところ、すべての日でチケットが完売になるほど大盛況でありました。

次に、「教育の土台づくり」、「産業人材の育成」の2つの施策項目に関連する取組ですが、今年の6月、「N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想」の改革先導拠点として県内3校が採択されました。AI・ロボットインテグレーター人材や、スマート水産業等で地域創生を担う6次産業化の人材の育成など、社会や産業ニーズに対応した学びの充実が図られることとなりました。

また、県では、全国の都道府県で初めて、県内の工業高校等に県職員の採用試験の推薦枠を設けることいたしました。工業高校の魅力向上や、地域で働く技術系職員の確保・定着を図るため、今年度から新たに学校長からの推薦による選考考査の実施をいたします。

このような取組を通して、将来の産業や社会基盤を支える技術系人材を育成・確保し、県の持続的な発展につなげてまいります。

総合計画に掲げた基本目標や目指す姿の実現に向けては、各施策項目について、政策評価でしっかりと分析を行い、絶え間ない改善と実行により着実に進めていくことが重要です。

そのためにも、委員の皆様には、それぞれの御専門のお立場から、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

なお大変恐縮ですが、知事はこの後所用のため、ここで退席いたします。

3. 委員長・委員長代理の選任

○司会

今年度は、配布の委員名簿のとおり、引き続き5名の委員の方に、有識者懇談会委員の任をお引き受けいただきましたので、改めて御礼申し上げます

なお、佐藤委員から、所用により欠席との御連絡をいただいておりますことを申し添えます。

さて、本日は、任期更新後の初回の懇談会となりますので、委員長の選任を行います。

千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会組織・運営要領第4条により、委員長の選任につきましては、各委員の皆様の互選となっております。

どなたか御推薦はございますか。

○木村委員

木村でございます。

委員長の推薦を申し上げさせていただきますが、これまでの委員長としての御経験、さらには専門分野を鑑みまして、坂野委員に、これまでと同様に委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○司会

ただいま、木村委員から御提案がありましたが、坂野委員に就任いただくことでよろしいでしょうか。

(各委員、異議なし)

○司会

御異議ないようですので、坂野委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、坂野委員長から御挨拶をお願いいたします。

○坂野委員長

委員長に選任いただきました坂野です。改めまして、御挨拶させていただきます。

千葉県とは、長くお付き合いさせていただいております。昨年度、新たな総合計画を作られて、評価の大きな枠組みは同じ形で進められているとのことですが、新たにロジックモデルを総合計画の付録として付けられるなど、さらなる充実に取り組まれているということで、1年に1回ですが楽しみにしております。

一方で、行政の外の世界も大きく変化しております。国際情勢の変化や物価の高騰に加え、先ほど説明いただいたように県では大きなプロジェクトが動いているという

ことで、これからの発展に邁進されているということを理解いたしました。また、生成AIが使われるようになり、かなり大きく業務・行政のあり方も変わっていかだろうと考えているところです。

そのような中で、県の施策が効果を発揮しているのかどうか、その影響を受けているかどうか、実施状況について分析を行い、課題を認識して改善につなげていくことの意義は、これまで以上にあると考えております。

本日は、新しい総合計画の初年度の取り組みについて、進捗状況やその分析について説明を受けることとなりますが、我々は外部専門家として客観的な視点から、意見させていただきたいと思っております。

それを施策の改善につなげて、よりよい千葉県となることを目指してもらいたいと思っております。

本日の懇談会での議論が実り多いものになりますよう、どうぞ御協力お願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

続きまして、同じく要領第4条により、委員長から委員長代理を指名することとされておりますので、坂野委員長から御指名をお願いいたします。

○坂野委員長

これも以前からお願いしております、木村委員にお願いできればと思います。

○木村委員

承知しました。よろしくお願いいたします。

○司会

木村委員におかれましては、委員長代理をよろしくお願いいたします。

それでは、報道関係者の皆様につきまして、カメラ撮影はここまでとさせていただきます。

なお、会議の傍聴は可能ですので、傍聴を希望される方は、後方の報道関係者席への移動をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思っております。

以降の進行につきましては、坂野委員長をお願いいたします。

4. 議事

○坂野委員長

それでは早速ですが議事に入ります。

次第に従いまして、まず（１）の令和７年度の実施状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

（１）令和７年度の実施状況について

○政策企画課政策室長

政策企画課政策室長の阿部でございます。

私からは、令和７年度の政策評価の概要について、御説明いたします。

資料１「千葉県総合計画～千葉の未来をともに創る～」政策評価の概要を御覧ください。

県では総合計画に基づいて実施しました各分野の施策について、毎年度実施状況の分析、課題の把握、施策の改善といったプロセスを通じて政策評価を行い、施策の向上に取り組んでおります。

今回は、令和７年１０月に新たに策定した総合計画について、各所属において令和７年度の実施状況の自己分析・評価を行いましたので、本日、委員の皆様から御意見をいただき、施策の改善に反映してまいります。

なお、いただいた御意見については、「政策評価の結果」と併せ、県ＨＰで公表させていただきます。

評価結果のポイントについてですが、新たに策定した総合計画では８９の「社会目標」を掲げており、令和７年度は６２．９％に当たる「５６指標」が、目標設定時より進展し、このうち「３３指標」は目安としていた水準以上に進展しました。

一方で、３７．１％に当たる「３３指標」は、目標設定時より進展が見られませんでした。

計画に掲げる「６つの基本目標」ごとに見ますと、「Ⅴ 誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現」の社会目標は、７指標の半数以上が目安となる水準以上に進展しましたが、「Ⅲ 超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実」は９指標の半数以上が目標設定時よりも進展しませんでした。

なお、右側の円グラフについて補足いたしますと、一番濃い水色は「目安値以上に進展」した割合を、水色は目安には届かなかったものの「目標設定時より進展」したものの割合となります。水色と赤い太線に挟まれた一段薄い水色は、１つの社会目標に複数の目標を設定しているもの、例えば、「３日分以上の備蓄をしている県民の割合」の食料品と飲料水などがありますが、いずれかが進展している場合に分割してカウントしています。

薄い緑色は、「目標設定時より進展しなかった」指標の割合となります。

なお、県内製造品出荷額など、まだ公表されておらず実績が未判明の指標が29ございまして、これら未判明の指標については、前年度の実績値を仮置きするなどの「みなし評価」を行い、89の指標すべてについて、現時点における進捗状況を記載しております。

みなし評価につきましては、後ほど御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。基本目標Ⅰ「危機管理体制の構築と安全の確保」については、11指標のうち8指標が目標設定時より進展し、うち4指標が目安値以上に進展しましたが、一方で3指標は目標設定時より進展が見られませんでした。

社会目標の具体例としては、「被災者支援システムの導入市町村数」を取り上げました。この指標は、能登半島地震で石川県内の全市町村が導入していた被災者支援システムが、住家被害認定調査の業務効率化に大きく貢献したことから、本県においても県全域での導入を目指しております。

右のグラフは、令和10年度の目標である54市町村に対し、令和7年度の目安は17市町村であったところ、令和7年度実績は22市町村でしたので、目安値以上に進展したことを示しております。

中央の「主な施策の進捗状況」欄には、要因を記載しております。この社会目標については、システム導入メリットの説明に加え、協議会の設立による情報共有の促進や、システム導入に係る初期費用の支援などが、進展につながったものと分析しております。

次に、基本目標Ⅱの「千葉経済圏の確立と社会資本の整備」は、28指標のうち18指標が目標設定時より進展し、うち12指標が目安値以上に進展いたしました。一方で、10指標が目標設定時より進展しませんでした。

具体例として取り上げた「新規漁業就業者数」は、年間50人の新規就業者数の確保を目指していますが、令和7年度実績は17人でした。

収入面の不安による後継者不足や、漁業の魅力が潜在的な希望者に十分認知されていないことなどが、要因と考えられます。また、これらの対策として、令和7年4月に「海洋人材確保・育成センター」を設置したところですが、まだ開設から日が浅く、センター自体の知名度向上が課題となっています。

この社会目標については、後ほど、「主な施策の説明」において詳細に説明させていただきます。

続いて、基本目標Ⅲの「超高齢化時代に対応した医療・福祉の充実」については、9指標のうち4指標が目標設定時より進展し、うち3指標が目安値以上に進展いたしました。一方で、5指標が目標設定時より進展しませんでした。

具体例の「地域の医療体制に安心を感じている県民の割合」につきましては、令和7年度の目安は66.6%でしたが、実績は63.0%であり、目標設定時より進展しませんでした。

様々な取組を行っていますが、主観的な指標であることや、県民が地域の医療体制に安心を感じるまでには時間を要すること、人手不足等の影響により一部の病棟を稼働できていない医療機関があること、葛南地域では約7割が安心を感じている側の回答であったのに対して、夷隅地域では3割にとどまっているなど医療資源の地域偏在なども要因と考えられます。

3ページ目を御覧ください。基本目標Ⅳの「こども・若者の可能性を広げる千葉の確立」は、16指標のうち10指標が目標設定時より進展し、うち5指標が目安値以上に進展しました。一方で、6指標は目標設定時より進展が見られませんでした。

具体例の「ちば・うみやま保育認証団体数」の「ちば・うみやま保育」とは、本県の豊かな自然環境を生かした自然体験活動を通じて子どもの主体性や創造性を育む「自然環境保育」を行っている団体を認証する取り組みであり、令和7年度の目安は137団体であったところ、実績は139団体となりました。

これは、自然環境保育の魅力をポスターなどで積極的に伝えたほか、新たに実施しようとする団体に対して、自然環境保育普及推進員の派遣や活動費の支援などを行ったことが、進展した要因と考えられます。

次に、基本目標のⅤ「誰もがその人らしく生きる・分かり合える共生社会の実現」は、7指標のうち5指標が目標設定時より進展し、うち4指標が目安値以上に進展しました。一方で、2指標は目標設定時より進展が見られませんでした。

具体例の「社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合」について、令和7年度の目安、実績とも13.5%となりました。

これは、これまでの取組から、女性の就業率向上や男性の育休取得が進んだこと等により進展したものと考えられる一方、固定的性別役割分担意識が根強く存在していることや、政策・方針決定過程における女性の参画拡大は十分に進んでいないなどの課題が残っていると考えており、引き続き、企業経営者等を対象としたシンポジウムや県民向けの啓発イベントなどを通じ、県民の男女共同参画の理解が深まるよう、普及啓発に取り組み、男性、女性双方の意識改革や理解促進を図ることとしています。

最後に、基本目標のⅥ「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」は、18指標のうち11指標が目標設定時より進展し、うち5指標が目安値以上に進展しました。一方で、7指標が目標設定時より進展しませんでした。

具体例の「この1年間に鑑賞を除く文化芸術活動をした県民の割合（オンラインでの活動を含む）」について、令和7年度の目安が32.1%のところ、実績は26.9%でした。

これは、県民が文化芸術活動をしなかった理由として、活動に関する情報の不足や開催日時に都合が合わないこと、そもそも近隣に活動場所がないなどの環境的側面による影響が大きいと考えられます。

以上が、分野ごとのおおまかな概況となります。

なお、事前に配布している「資料2」は、89の社会目標について、具体的な目標値や実績値、数値目標に対する進捗率などを、一覧で記載した資料となります。

続きまして、資料3を御覧ください。

資料3では、昨年度から試験的に導入している「みなし評価」について御説明させていただきます。

今年度は、総合計画の最初の年度ということもあり、2つの方法でみなし評価を行いました。

1つは、資料左側に記載した昨年度の方法であり、評価年度の実績が「未判明」のものについて、実績値が判明している直近の年度の評価を暫定的に引用するものです。

しかしながら、新しく設定した社会目標の場合、評価そのものがないため、第3期千葉県地方総合戦略の評価で用いた直近2年間の実績値の傾向から当該年度の値を算出する方法で、みなし評価を行いました。

具体的には、令和5年度と令和6年度の実績値の傾向から令和7年度の値を算出して、みなし評価を行いました。あくまで、計画初年度のみの例外的な措置となります。

みなし評価は、昨年度に試験的に導入したところですが、昨年度、未判明であった実績値のうち15指標について実績値が判明し、「みなし評価」の有効性について検証しましたので、御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。昨年度は中程の列の「みなし評価」のとおり仮置きをし、判明した実績値に基づき進捗の評価を行ったところ、一つ右側の列「実績値判明後」のとおりの評価となりました。

一番右側の列の「差」にございますとおり、15指標のうち13指標がみなし評価と一致し、残り2指標のうち1指標は「目標設定時より進展」から「目標値以上に進展」と、より良い評価になり、もう1指標は「目標値以上に進展」から「目標設定時より進展」と、やや後退しましたが、進捗率は96.9%であり、ほぼ遜色がない状況でありました。

このことから、この年度の「みなし評価」と実際の評価には大きなギャップはなく、暫定的な評価手法としては有効であったと考えられます。

みなし評価を導入して1回目の結果となりますので、継続して検証してまいります。

今後、実際の評価との乖離が見られた場合などには、その原因や傾向などについても検証、分析を行い、委員の皆様から御助言をいただきながら「みなし評価」の方法を見直していきたいと考えております。

最後に、今回の政策評価においても、今後、実績値が判明した指標については、進捗状況を改めて確認した上で、結果を取りまとめ、適宜公表する予定としております。

令和7年度の政策評価概要の説明は、以上でございます。

○坂野委員長

ただいまの御説明について、皆様から御意見を頂戴したいと思います。

オンライン会議ですので、毎回このやり方で進めておりますが、皆様から順番に御発言いただき、それについて質疑を進めていきたいと思います。

毎回勝手ですが、まずは木村委員からお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○木村委員

木村でございます。少し聞き取りにくい面がございますので、最初に簡単なコメントだけさせていただきたいと思います。

全体的な傾向としては、今年度は昨年度から新たな総合計画となりましたが、昨年度までの前計画のもとでの達成状況と同じような傾向が出ていると認識しております。

特に基本目標の類型別に見ますと、Ⅲの医療・福祉関係が低く、次のページのⅤ「誰もが人らしく暮らせる共生社会の実現」の達成状況が高いということで、このあたりは前計画のもとでの目標達成状況とほぼ同じ傾向であるかと思います。

そうした中で、全体的には着実に施策が実施されていると認識しております。

Ⅲの基本目標に関しては、医療・福祉関係の施策について、医療制度の実態等が色濃く反映されざるを得ないと思いますので、なかなか成果が出にくい面もあると思います。こうした結果になるのは、制度の仕組み上、やむを得ないことだと思います。

ただ、欲を言えば、このような評価結果を出していただく際には、昨年度までとの比較をある程度示していただいたほうがよいのではないかと感じました。

例えば、全体的な傾向は同じですが、社会目標の達成率は、前計画の最終年度である昨年度の評価結果よりも低下していることになると思います。総合計画の枠組みの違いはあるにしても、そのあたりの分析も一言あってよいのではないかと感じました。

私なりに見ますと、今回の社会目標の設定数は、前計画のもとでの設定数に比べ、大幅に増えており、目標設定が精緻化されたという面があると思います。そのような新たな目標設定のもとでのスタートラインですので、低く出ることある程度やむを得ないところもあると考えられます。

さらに、行政活動目標の数値を各基本目標の左肩に記載いただいておりますが、その行政活動目標の達成状況については、昨年度の数値よりも概ね上がっているということになります。

言ってみれば、社会目標達成の原動力となる行政活動目標が着実に達成されているということだと思いますので、今後、社会目標がよりよく達成される可能性は否定できないと思います。

全体として見れば、着実に施策が実施されており、今後の社会目標達成の向上に向

けた土台が出来上がっていると評価することは、あり得るところだと思います。

○坂野委員長

どうもありがとうございます。

ただ今御指摘いただいたのは、全体として昨年と概ね変わらないということですが、少なくとも昨年との比較についてのコメントはしっかりしていただいたほうがよいのではないかとということと、もう1つは行政活動目標との関連についてのコメントもあってよかったのではないかと、ということかと思います。

これについて、担当課からレスポンスをいただいたほうがよろしいでしょうか。

木村委員の御意見について、担当課からお願いします。

○木村委員

私の発言はすべて意見・感想でございますので、特に御説明いただかなくてもよいかと思います。

○坂野委員長

よろしいですか。特に何かございましたらお願いいたします。

○政策企画課政策室長

政策企画課でございます。

先生の御意見を踏まえまして、こちらの内容については、次年度の取り組みとして各所属へ伝えていきたいと考えております。

○坂野委員長

来年度は御意見を反映していただけるということでしたので、よろしく願いいたします。

ただし、その点は難しいところでもありまして、情報量を増やすことになります。

現在の資料は、とてもコンパクトによくまとまっています。昨年との比較を入れると情報が増えますし、活動目標との関連についてコメントを加えることでも情報量が増えます。

そのため、県民の方が見たときの読みやすさと、分析の緻密さとのバランスが、ちょうどトレードオフの関係になると思います。

そのあたりは工夫していただく必要があるかと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、益田委員にお願いしてよろしいでしょうか。

○益田委員

御説明ありがとうございました。

私の方からは、資料1の3ページ目、社会目標の進捗状況のⅣ類型「こども・若者の可能性を広げる千葉の確立」と、Ⅵ類型「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」について、指標の割合に着目して質問したいと思います。

どちらも指標数はほぼ同じであり、それぞれの指標の評価についても割合としては大体同じであると読み取ることができます。

そこで、「目標設定時より進展せず」という項目に着目したいのですが、Ⅵ類型の「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」については、進展しなかった理由が明確に記載されております。

一方で、Ⅳ類型の「こども・若者の可能性を広げる千葉の確立」については特段の言及がありません。進展しなかった理由について御説明いただければと思います。

○坂野委員長

いかがでしょうか。

本当は進展したものの理由と進展しないものの理由というように記載した方がよいと思いますが、おそらく編集上の理由で、どちらかに焦点を合わせた方がよいという判断が働いたのではないかという気はいたします。

今の御質問は言及されていないⅣ類型の進展しなかった理由について、何か分かることがあれば教えていただきたいということだと思いますので、事務局から御説明いただければと思います。

○政策企画課政策室長

まず構成の方について、政策企画課から回答させていただきます。

まず、坂野委員長からも御指摘ありましたとおり、こちらはトップページの方、社会目標の進捗状況と、89指標全体の中で、目安値以上に進展というのが33指標ございまして、また目標設定時より進展せずというものも33指標あり、このバランスをみております。

これにより、基本目標ⅠからⅥまでの割り当ての方を考えさせていただきまして、ちょうど半数ずつ、進展したものと進展していないものということで分けさせていただいた次第でございます。

この割合の中で、代表的な指標を当てはめた際に、昨年度とできるだけ被らないように選ばせていただきまして、このⅣ番の方では、目安値以上に進展した理由の方を書かせていただいております。

逆にⅥ番目の方は、目標設定より進展せずというものに該当しましたので、進展しなかった理由について、情報の不足や近隣に活動場所がないことなどを記載させてい

ただいた次第でございます。

まずは、こちらの方でお答えさせていただきますが、子ども・若者の中でも、進展しなかった理由というのが他に、必要でございましたら御回答したいと思います。

○坂野委員長

今の御説明でどのように、指標を選ばれたかということは分かりましたが、益田委員の御質問は、その進展していないⅣについて、進展していない理由について少し聞かせて欲しいということでしたので、帳票の方見ると書かれているのですが、そのところはいかがでしょうか。

すぐにとということが難しいということであれば、いかがでしょうか。

○政策企画課政策室長

担当課の方に、進展しなかった問題について、答えられるか確認しておりますので少々お待ちいただけますでしょうか。

○宮入委員

今の益田委員の御質問ですが、基本目標Ⅳの2の「教育施策の充実」の社会目標達成について、「自分で考え自分から取り組んだ児童生徒の割合」、「良いところが自分にあると思う児童生徒の割合」などの指標が中学生になるとガクンと下がっているのですが、Ⅳ－2－③も、全部0.0%という評価になっています。これは資料2で見ると、特に達成率の悪いものが固まっているところです。

そこで、これが指標の問題なのか、それとも、取り組んでいるけれどもなかなか改善が見られないということなのか、どうもこの辺りに課題がありそうだというのがあれば、教えていただきたい、という趣旨なのではないかと理解し、私も同様に思っているところです。

○益田委員

宮入先生の御指摘のとおり、この施策領域「こども・若者の可能性を広げる千葉の確立」として物を見るのであればという話です。

つまり、保育園の段階で教育効果の数値が仮に上がったとしても、子どもたちはその後、小学校・中学校・高校と育っていきますので、その全体の中でどのように考えていけばよいのかというところに関心がありました。保育園の認証のところでは何かよい活動をしているようだけれども、その後の活動では数値が伸びていないところがあるというところで、何か課題があるのではないかと認識しました。

県の御担当者からの御説明もあると思います。宮入先生ありがとうございます。

○坂野委員長

今のお話は、プロセス全体の話と、認証という指標そのものの性質に関する話だと思います。

認証については、認証を出すか出さないかという指標と、それが実際に教育効果として子どもたちの成長につながったかどうかという指標では、性質が全く異なります。

前者は比較的コントロールしやすいものですが、後者はなかなかコントロールしにくく、正確に把握することも難しい面があります。そのような指標の性格の違いもあるのだと思います。

社会目標としては、やはり子どもの成長にどのような影響を与えたかを見ていく必要があります。そのため、「自立的に学習した」といった成果については、何らかの形で継続的に把握していく必要があると思います。

一方で、インプットの部分として認証を受けた施設等が増えたことによって、本当にそのような成果につながっているのかどうかについては、しっかり分析していただきたいということなのだろうと思います。

その点について、関連して現時点でお答えいただけることがあれば、簡単にコメントをいただければと思います。

今すぐお答えいただくのが難しいようであれば、そのような課題があるという認識で結構です。

おそらく今の御指摘は、施策評価の枠組み自体は非常にコンパクトに整理されていて、見たときに分かりやすくできている一方で、社会目標が達成されたかどうかについては、もう少し緻密な分析が本来できるはずだということだと思います。

その分析結果を、この評価表そのものに反映するかどうかは別の問題として、この表を作成する背景において、目標の評価や分析をしっかり行った上で資料を作成していただくことについて、さらに努力いただく余地があるのではないかという御指摘として受け止めておりました。

益田委員、そのような理解でよろしいでしょうか。

○益田委員

まさにそのような趣旨でございます。

○子育て支援課

子育て支援課です。先ほどの達成できなかった理由について、1点御説明させていただきます。

達成できなかった指標として、「地域子育て支援拠点の拠点数」の進捗率が0.0%となっております。こちらの子育て支援拠点とは、子どもを育てている親御さんやお子さんを支援する、または相談ができる施設となっております。

市町村においては、地域のニーズに合わせ、保育所には通っていないけれども、例えば、病気をした場合や子育てのレスパイトのために、一時的にお子さんを預けたいというニーズが高まっており、一部の市町村で、子育て支援拠点を閉めて一時預かり事業に移行する動きがございます。

こうした状況から、ニーズに合わせたという形で目標が達成には至らなかったものになります。

○坂野委員長

一部分なのでまだお聞きしたいことはあるかと思いますが、益田委員よろしいでしょうか。

○益田委員

御説明ありがとうございました。

○坂野委員長

指標を作るとどうしても、疑問がいろいろ湧くと思いますので、それに答えられるような形ができるとよいかと思います。

続いて、宮入委員からお願いできますでしょうか。

○宮入委員

全体的なところでは、この10年ぐらいの間に非常に進化していると感じています。皆様の御努力は素晴らしいなと思いますし、とても分かりやすくなっています。今後は、段階を経て深掘りしながら見ていくことが求められているのだろうと感じております。

私からは3点ほど申し上げます。

1つは取り組み分野、一番大きな目的に当たる部分ですが、ここには目指している姿が書かれているのだろうと思います。

例えば、この後詳しく御説明くださるような農業や漁業の分野では、取組分野の表記が「稼げる農林水産業の推進」となっていて、これは目指す状態を示しており、その実現に向けた必要条件が施策として整理されているのだと理解しています。

つまり、目的に対してどのようなことをしていけばそこへ近づけるのかという手段が施策であり、この例では「次世代を担う人材を確保・育成する」となっていて、ここまでは非常に分かりやすいと思います。しかし、事業で具体的に何をやっていくと、次世代を担う人材確保ができるのだろうかとエクセルに分けて書くと、そこだけ見てしまうという恐れがあります。

他のこともそうですが、要素をぶら下げていくと、網羅的に必要なことが並ぶけれ

ども、そこだけが目標になってしまうことがあります。そこに紐づいている指標について、例えば人数であるとか、研修会の回数であるとかが達成できているかどうかではなく、目標に対する評価として、取組と結果とのシームレスな関係が本当にできているのかということを、常に疑ってかかる必要があるのではないのでしょうか。

うまくつながっているものもあるとは思いますが、例えば人数を増やすという目標を掲げて50人を目指したものの17人しか集まらなかった場合でも、最初の「稼げる農林水産業の推進」に向けては、生産性を向上させることや加工工場との一体化などで、人数が増えるということもあるのではないかと思います。

人数を増やすこと自体が指標になってしまうと、そもそも目指している目標に近づくための手段となっているのか、その指標で適切に測れているのか疑問に思います。

目的、施策、指標の関係をストーリーとしてきちんと読み解いていく必要性を、私たち委員も含めて意識していかなければならないと感じました。

2つ目になります。目安値について、例えば毎年同じような数値目標を設定して、この先は分かりませんが、毎年届きませんという場合、また、累積的に積み上がっていく目標であれば、途中でビハインドしても後から頑張って追いつく余地があるのかもしれませんが、これが目安値となると、累積と単年度のみでは測り方に違いが出てくるのではないかなと思います。

今年度で言えば、目標設定時の令和6年度の数値を現状値にされていますが、目安値には届かなかったけれどそれよりは上回っているから評価は薄いブルーで入れているので、嵩増しになっている部分もあります。目安値には達してないときにはどうやって進捗率などを評価しているのか、という疑問が残るところでしたので、整理していただけるとよいと思います。

最後の3つ目です。主観指標については、これまでもずっと問題となってきたので、なるべく回避しようとしてきましたが、アンケートで「満足していると回答した人の割合」といった指標を用いることで、今回も特に医療関係や高齢者福祉の分野でなかなか達成できないということになっています。帳票の要因分析を拝見しますと、世代間では違うということが分かっている、達成していないのが全体ではなくて、70代以上は満足している割合の方が多いということはどう評価されるのかということです。若い人やこれから高齢者になる50代や、親を介護している世代は満足していないということですが、どういう年代層の人をターゲットにするかによって、対策が違ってくると思います。

ですから、この指標を達成していないことが問題ということではなく、要因分析をして、詳細が分かってきた場合に、どこに対して、どのような対策を打つのかということが違ってくると思うのですが、そこはどうかさっているのでしょうか。

また、目安値に届いていない、達成せずの場合は一生懸命に要因を分析するのだと思いますが、逆にうまくいって達成しているとなると、それで分析を終えるというこ

とはないでしょうか。うまくいっている場合も、世代間でぐっと引き上げている層があったり、母集団に偏りがあったりすることで、満足度が高まっていることもあるかもしれないので、平均値で見ると達成になったとしても、こういった主観指標を使われているときには、うまくいった、達成した場合でも、どの層がどういう割合で貢献しているのかなどということも見ていただくと良いかと思いました。

○坂野委員長

ありがとうございます。

今のコメントについては、全体的な改善の余地があると思いますので、今後はそうした点に留意しながら改善に向けた努力をしていただきたい、という趣旨の御指摘だったかと思います。

いかがでしょうか。事務局から、今の御提言・御指摘をどのように受け止められたかについて、簡単に御回答いただけますでしょうか。

おそらく具体的な内容については、次の施策ごとの議論の中で改めて取り上げられると思いますが、現時点では評価システム全体に関するコメントとして、うまく進化させていくために、どのような努力の可能性が残っているという御指摘だったと思いますので、その点についてお願いします。

○政策企画課政策室長

御意見、御助言をいただき、ありがとうございます。

まず1つ目のシームレスな関係ができているかということにつきましては、ひとつひとつを見るとうまくいっているものとそうでないものにばらつきがあると認識しております。

現在の総合計画ではロジックモデルを導入しておりますので、その考え方も踏まえながら、各担当課の行政活動や施策について、先生方の御助言も得ながら、見直しを図っていきたいと考えております。

続きまして、目安値の設定に対しての疑問になると思います。

分かりにくい部分もあるかと思いますが、今回の総合計画は令和10年度が最終年度となっており、こちらの最終目標値は設定されています。中間目標値は設定されておりませんので、令和6年度の値から令和10年度値までの期間の傾きにおいて、年度で割って目安値とさせていただいているところでございます。

あくまでも中間の目安値ですので、うまくいくときもそうでないときもあると思いますが、最終年度である令和10年度の目標達成に向けて順調に進んでいるかを確認するための基準として御理解いただければと思います。

3つ目の主観的な指標の関係でございます。

今回の計画でもいくつか主観的な指標が設定されていますが、できるだけ主観的指

標は少なくするようお願いしているところです。しかしながら、どうしても社会目標が立てにくいものや、状況を統計的に表すものがない場合のほか、統計の公表が5年ごとになるなどの間隔が空くものもあるため、苦しいながらも主観指標を設定する場合もございます。

やむを得ず主観的指標を用いているものもあり、御指摘のとおり感覚的なものもございますが、例えば高齢者施策では、地域差のほか、年齢層に関して、高齢者になれば満足はしているけれども、その手前の段階では不安感が強く、それが全体の結果に影響しているといった分析なども考えられます。

今後はそのような分析を十分に活用しながら、政策立案や施策の改善につなげていきたいと考えております。

事務局の雑駁な説明は以上となります。

○坂野委員長

ありがとうございます。

この話については、基本的に、これまでの取り組みの中で達成できたことは何かというと、しっかりした目標、最終的な目標像を文言として書いていて、それを達成したかどうかを測る指標として社会指標を設定し、その社会指標を達成するための手段として行政活動目標があり、さらにその行政活動目標を達成するための主な事業がある、という関係性をもう一度しっかり整理したほうがよい、ということだと思います。

今回は、それがロジックモデルという形で総合計画の付録に示されており、以前に比べて一步進化した部分だと思います。

ところが、ロジックモデルを見て気付いたことがあります。ロジックモデルでは、矢印の線が緑、青、それからオレンジで示されていて、おそらく同じ施策の範囲内で社会指標に直接影響するものは青で、他の施策からの影響を受けるような、施策や柱をまたぐクロスしている部分には緑が使われていると思います。

見ると分かるかと思いますが、緑の線がほとんどありません。

先ほど宮入委員が懸念されたのは、おそらく「社会指標の達成には、直近の施策や事業だけではなく、関連する他の施策の影響もあるのではないか」ということだと思います。ロジックモデルで言えば、もっと緑の線があってもよいのではないかということです。その点については、もう一度見直す必要があるのではないかと私は感じています。

また、前回から「切れ目のない関係」を調べる際には、論理的に緻密に見る分析の仕方と、統計的にざっくりとマクロで見る分析の仕方があるということで、前回の委員会で提言し、実際に取り組んでいただいたものの、活動指標と社会指標の相関を見ようという試みはあまりうまくいきませんでした。

なぜうまくいかなかったのかについて、今回ロジックモデルを見てよく分かりまし

た。それが何かといいますと、社会目標を経由して最終的なビジョンに至るのではなく、社会目標を経由せずに事業から直接ビジョンにつながっている線がかなり多く存在していることです。

つまり、個別の事業が必ずしも社会指標とは結び付いていないことを表しています。

そうであれば、行政活動指標と社会指標の相関が出ないのは当然だと考えられます。

今回ロジックモデルを作成していただいたことで、その問題構造がよく見えるようになりましたので、一度に全てを修正するのは大変だと思いますが、いくつかの改善ポイントがあるかと思います。

一つは、相関分析を行う際に、直接的につながっている社会指標と事業の間の相関だけを分析的に見てみることです。必ずしも相関係数を取ることではなく、例えば二次元の表を作り、一方の事業の進捗に対して社会指標がどの程度変化しているかを事業ごとにプロットしていけば、連関あるものとなないものを分析できると思います。

続いて、社会指標を経由せずにビジョンへ直接つながる事業が多いのであれば、基本目標全体のビジョンと社会指標、そして事業群との関係そのものを見直したほうがよいのではないかという点です。

つまり、マクロに見たときに、ある政策分野の事業群が平均して8割から9割程度達成できているとした場合、それを測る社会指標はないけれども、最終的なビジョンの達成にどの程度寄与しているのかという分析は、実施してみる価値があるという気はしています。

ただし、これをいきなり全ての事業全体でやるのは困難なので、具体的な提案としては、まずはうまくいっていない分野、例えば先ほどの高齢者医療などのⅢの分野を対象にして、せつかく作成されたロジックモデルを活用しながら検証してみてもいいかと思います。

例えば、高齢者の医療に対する安心感というのは非常に総合的なものです。ロジックモデルを見ると、安心感に対して複数の関連施策が結び付いているように見受けられます。

そうであれば、今度は各事業が達成されたことが本当に高齢者の安心感につながっているのかを分析すると。そうすると、先ほど宮入委員がおっしゃったように、実は対象者別によって効果が大きく異なることが見えてくるかもしれないので、今度はそれ政策にフィードバックしていくことができるのではないかと感じました。

要するに、大まかな体系は既にできてきており、帳票レベルでも細かく達成状況や達成・未達成の要因について記述されています。

次にやるべきことは、分析的にやるというロジックができたのだから、それをもう一度エビデンスに基づいて検証してみる。あるいは、ロジックモデルを少し広げて見たときに、施策同士の関連性や影響範囲が本当に適切なのかという点も、見直してい

ただくとよいと思います。

まずはうまくいっていない事業で試し、そのノウハウを県庁全体で共有していくということで、よりE B P Mを充実させた施策の評価の取り組み方につながるのではないかと感じています。

長くなりましたが、私からは以上となります。

このような内容は、次の個別施策の議論の中でも改めて出てくると思いますので、とりあえず総括として整理させていただきました。

それでは次に、具体的な施策に関する評価について御説明を伺い、皆様からのコメントをお聞きして、総合計画全体の評価の在り方について色々考えていければと思います。

事務局の方、それでよろしいでしょうか。

○政策企画課政策室長

はい、それでよろしく願いいたします。

○坂野委員長

それでは、次の議題に移りたいと思います。

こちらは具体的な施策についての議論になるかと思います。

それでは、主な施策について事務局から御説明をお願いいたします。

（２）主な施策の説明

○政策企画課政策室長

主な施策の説明といたしまして、目標設定時より進展が見られなかった社会目標「新規漁業就業者数」と、目安値以上に進展した事例である社会目標「月当たりの時間外在校等時間が４５時間を超える教諭等の割合」を取り上げ、それぞれの社会目標にフォーカスして御説明いたします。

それでは、資料４「政策評価帳票一式」をお開きください。冒頭１ページ目の目次の一番左に「Ⅱ千葉経済圏の確立と社会資本の整備」の右側２列目「施策コード」の中ほどにある「Ⅱ－２－①」をクリックしていただくと、該当ページの９０ページにジャンプいたします。次ページの９１ページを御覧ください。

まず、目標設定時より進展が見られなかった社会目標の事例として取り上げる「新規漁業就業者数」について御説明いたします。

【１ 施策概要】では、施策「次世代を担う人材の確保・育成」の目標や目指す姿、位置づけられている政策、社会目標の進捗状況、行政活動目標及び補助指標といった基本的な情報をまとめております。

施策の目標は、「稼げる農林水産業の実現に向け、経営感覚を持った農林漁業者や

新規就業者の確保・育成、企業参入の促進」とし、「新規就農者数」と「新規漁業就業者数」の2つの社会目標を設定して、計画策定時の人数、令和7年度の目安値、実績値、進捗率をまとめています。

社会目標の進捗状況に記載したとおり、「新規漁業就業者数」は、計画策定時の令和6年の実績値は22人でしたが、令和7年度の実績は17人となり、進捗率は0%でした。

なお、「行政活動目標及び補助指標」の設定数は、実績値が判明している行政活動目標及び補助指標の数値を記載しています。この「次世代を担う人材の確保・育成」の施策には8つの行政活動目標と2つの補助指標、合わせて10の目標・指標を設定していますが、この時点では8つの行政活動目標が判明し、2つの補助指標は未判明であったため、設定数は8となっています。この8つの設定数について目標を達成していた行政活動目標数が4つであったため、行政活動目標等の進捗率は50%でした。

続いて、【2 施策の分析】では、予算額と決算額、施策内の主な取組、取組実績、行政活動目標の達成状況、補助指標の達成状況、社会目標の達成状況をまとめています。

91ページの一番下、取組実績「2」の最後の行に記載のとおり、新規漁業就業者を確保するため、令和7年4月に「海洋人材確保・育成センター」を設置し、就業相談から独立まで一貫した伴走型の支援体制を整え、実施しました。

92ページの「行政活動目標の達成状況」には、設定している行政活動目標とそれぞれの現状、目標、実績と達成状況に関する要因分析等をまとめています。

「2」には5つの行政活動目標を掲載していますが、5番目の「海洋人材確保・育成センターの相談件数」がもっとも関連が強い行政活動目標となります。

本センターは令和7年度に新設されたため、令和6年度の実績はなく、目標として240件を掲げましたが、実績は193件でした。

要因分析といたしまして、92ページの一番下に記載のとおり、ホームページの立ち上げや漁業就業イベントへの出展などを通じて、千葉県漁業就業相談の総合窓口として周知を図ったものの、知名度が十分でないことや事業周知の実施が遅れたためと分析しています。

94ページを御覧ください。社会目標の達成状況についてまとめています。社会目標の要因分析を御覧ください。

グラフのとおり、新規漁業就業者数は横ばいから減少傾向にあり、目標値の50人はチャレンジングな設定ではあります。

2ポツ目、3ポツ目に記載のとおり、自営を目指す方が減少し、雇用型は全国では比較的安定して推移しているものの本県では減少傾向であること、将来的な収入面の不安や価値観の多様化により漁家子弟が必ずしも漁業に就業しなくなっていることを挙げています。

また、本県のアクセス性、多種多様な漁業が営まれている豊富な就業機会が潜在的な希望者に届いていない可能性がある」と分析しています。

そして、対応としては、令和7年に立ち上げた海洋人材確保・育成センターによる独立までの伴走型支援と漁業の魅力発信により漁業の担い手の確保・育成を図っていくこととしています。

次に、95ページの【3 施策における課題】と【4 施策における取組方針】では要因分析等を踏まえた課題と、課題を踏まえた今後の取組方針を整理しています。

「施策における課題」の2の最後のポツに記載したとおり、海洋人材確保・育成センターの知名度向上や、本県漁業の魅力を発信することで、センターの相談に結びつけ、就業につなげることを課題としています。

取組方針としては、2の最後のポツのとおり、民間の漁業求人サイトと連携してホームページの閲覧数の増加を図ること、本県漁業の魅力をSNS等で発信し、関心を醸成していくとしています。

目標設定時より進展が見られなかった事例の「新規漁業就業者数」についての説明は以上となります。

続きまして、目安値以上に進展した事例の「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」について御説明いたします。

施策コードIV-2-①について「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」に主にフォーカスして御説明いたします。182ページになりますが、最初の目次ページに戻っていただき、施策コードの「IV-2-①」をクリックしていただくと、182ページにジャンプいたします。

1ページ送っていただき、183ページを御覧ください。

社会目標「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」は施策「こどもの自信を育む教育の土台づくり」に設定した2つの社会目標のうちの一つになります。

「こどもの自信を育む教育の土台づくり」の目標は、「教職員が心身共に健康でやりがいを持って働き、こどもたちの意欲を高め、誇りをもって学ぶことができる環境の整備、こどもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現」としています。

社会目標「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」は、計画策定時、令和6年度実績値は31.9%で、令和7年度の見込み値は28.7%であったところ、実績値は24.5%、進捗率は100%となりました。

「行政活動目標及び補助指標」として15の行政活動目標を設定していますが、現時点で実績値が判明している12の指標のうち、11の指標が目標を達成し、進捗度は91.7%となりました。

次に、「取組実績」につきまして、184ページを御覧ください。主な取組の1の4

ポツ目に記載のあるとおり、事務作業等を補助する外部人材であるスクール・サポート・スタッフの小中学校等計 9 8 7 校への配置、5 ポツ目のインターネット出願や入学検査料のキャッシュレス化、6 ポツ目の休暇や旅費申請の電子処理化といったデジタルトランフォーメーション、7 ポツ目のコールセンターによる問い合わせのワンストップ対応など業務の効率化に取り組みました。

1 8 5 ページを御覧ください。取組実績の「3」の 2 ポツ目、特別支援アドバイザーの派遣による支援、「4」の 1 ポツ目、スクールカウンセラーを公立小学校 6 3 6 校、公立中学校 3 0 9 校、学びの多様化学校 2 校、県立高等学校 1 2 1 校、県立特別支援学校 5 校、教育事務所等 6 か所に配置、2 ポツ目、福祉等の関係機関と連携して児童生徒の問題解決を支援するスクールソーシャルワーカーの配置、3 ポツ目のスクールロイヤーによる法律相談の実施、4 ポツ目、不登校児童生徒の学びの場の充実を図る双方向型のオンライン授業配信の実施、居場所提供の一環としてのメタバースの開設、フリースクール活動への支援、5 ポツ目の 2 4 時間電話相談や SNS を活用した相談窓口の設置、7 ポツ目、日本語指導が必要な児童生徒への日本語指導体制の構築としてオンライン日本語初期指導の実施、「5」に 記載のとおり、学校 D X 推進パートナーの配置、デジタル技術向上等の研修の 実施、業務改善 D X アドバイザーの配置による校務の D X 化を進めました。

1 8 6 ページの行政活動目標の達成状況を御覧ください。

「1」には 3 つの行政活動目標を掲げ、上 2 つの、教員確保のための情報発信サイト「ホームルームの登録者数」、「外国人児童生徒等教育相談員の派遣率」は目標を上回り、3 つ目の「こどもと十分に向き合える教員の割合」は現状と同じ割合でした。

要因として、「ホームルームの登録者数」は大学説明会やイベント等で登録を促したこと、「外国人児童生徒等教育相談員の派遣率」は制度の周知が進んだことと、人材バンクの活用による負担軽減を達成要因として分析しています。

一方、「こどもと十分に向き合える教員の割合」は、働き方改革の効果を捉えるという趣旨が教員に十分に伝わらなかったことを、目標の達成に至らなかった要因と分析しています。

1 8 7 ページを御覧ください。「4」の「スクールカウンセラー年間配置時間総数」「スクールソーシャルワーカー年間配置時間総数」は、いずれも目標を達成しており、心理士協会や社会福祉士会、精神保健福祉士協会などの専門家が所属する団体等と連携して周知、確保に努めたことを達成要因として分析しています。

「5」の「児童生徒の欠席等に係る家庭からの連絡を、電話ではなく W E B で受け付けている学校の割合」については、目標の 7 0 % を大きく超える 8 3 % に達し、各種会議や研修等を通じて働きかけたこと、業務改善 D X アドバイザーによる技術的支援を達成要因として分析しています。

188ページを御覧ください。「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」の「社会目標の達成状況」としては、前述のとおり、令和7年度の目安28.7%に対して、実績値が24.5%と、目安となる水準を上回って達成しており、要因分析として、スクール・サポート・スタッフや副校長・教頭マネジメント支援員などの人的支援、統一ダイヤル設置や学校問題解決支援コーディネーター配置など学校問題解決サポート事業による負担軽減、ICカード等による勤務時間把握、「長期休業中の時差出勤・在宅勤務」による意識改革の取組を継続した成果と分析しています。

もう一つの社会目標である「いじめ認知件数に対する解消率」も「月当たりの時間外在校等が45時間を超える教諭等の割合」と密接に関連しますが、令和7年度の実績値は未判明で、令和8年11月頃に判明する予定です。令和6年度の解消率が76.6%と、前年度比2.3%減となっており、要因として、早期発見による認知件数の増加があるものと分析しています。

また、令和7年度は、各学校において、いじめの認知と共に解消に向けた取組が一層進められていることから、令和6年度と同程度の水準で推移するものと予想しています。

189ページを御覧ください。【3 施策における課題】として、「1」に記載のあるとおり、情報発信サイトホームルームは潜在的な人材に対する効果的な周知を課題として挙げ、外国人児童生徒等教育相談員の派遣率については、学校間での支援体制や受け入れ経験の差があるので派遣後の支援体制の構築、「こどもと十分に向き合える教員の割合」については、質問の意図が不明確になっているので定義づけが必要であると認識しています。

また、「4」のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、学校現場等からの配置ニーズが高く、配置時間の確保や効果的な活用を課題として挙げています。

「5」の欠席等の連絡をWEBで受け付けている学校の割合については、特別支援学校において特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細かな対応を挙げています。

190ページを御覧ください。課題を踏まえた今後の取組方針としまして、「1」の、情報発信サイトホームルームについては、認知向上のため、インターネット広告の配信、個別相談会の実施、外国人児童生徒等教育相談員の派遣率については、相談員の活用方法や連携体制等に関する好事例を全県的に共有するとし、「こどもと十分に向き合える教員の割合」については、調査における質問内容を精査するとしています。

また、「4」スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、効果的な配置手法等について検討を進めるとし、「5」の欠席等の連絡をWEBで受け付けている学校の割合については、特別な配慮を要する児童生徒に係るより細やかな仕

組みづくりに向けて取り組んでいくこととしています。

目安値以上に進展した事例「月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教諭等の割合」の説明は以上となります。

雑駁ではございますが、社会目標にフォーカスし、2 つ施策について政策評価 帳票に基づき御説明いたしました。

引き続き、県民の皆様にとって、わかりやすい帳票作成に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○坂野委員長

どうもありがとうございます。

内容が盛りだくさんになっているので、なかなか十分な議論ができる時間が足りなくなってしまうかなという気はいたしますが、先ほどと同じ進め方にいたします。まずは木村委員からお願いいたします。

○木村委員

御説明ありがとうございます。

時間の関係もありますので、できるだけ簡潔に意見を申し上げたいと思います。

全体を見ますと、目的と手段の関係というストーリーは、程度の差はありますが、見えやすくなっていると感じています。そういう意味では、今回取り上げられた 2 つの事例については、いずれも目標設定の仕方や評価の枠組みとして、概ね好意的に評価できるのではないかと考えています。

まず、漁業関係についてですが、目標値には達していないとのことでした。しかし、これはかなり長期的な視点に立った目標設定であると理解していますので、その観点からすると、この結果をそれほど悲観的に見る必要はないと思います。現在実施している施策を、基本的には引き続いて着実に進めていただきたいと考えています。

そもそも新規就農者数や新規漁業就業者数というのは、将来的な人材確保を見据えた長期的な指標です。同じ施策群の中で、生産量や販売額といった指標があるのに対し、こちらは将来を見据えた経営基盤の確保という観点からすると、ハードルの高い取組だと思います。

こうした数値は成果が出るまでには時間がかかりますし、生産や販売の成果が積み重なった結果として新規就業者数に反映されるという側面もあります。

その意味では、結果だけに過度にとらわれることなく、必要な改善をしながら、現行の取組を継続していただきたいというのが率直な感想です。

次に教育関係についてです。

こちらは、教育の基盤に関わる取組だと理解しています。先ほどの漁業の取組は経営基盤に相当するものであり、この教育の取組は教員や子どもたちという人的基盤に着目した施策ということになります。いずれも、人材をいかに育成していくかという観点で重要性を持っていると思います。

ただし、指標の設定には少し気になる点があります。

社会目標として設定されている「月当たりの時間外在校等時間」についてですが、これが本当にアウトカム指標と言えるのかという点です。むしろアウトカムに近いのは、行政活動目標の一つである「こどもと十分に向き合える教員の割合」の方ではないかと思います。

この指標は以前から設定されているものだと思いますが、その指標について今になって「趣旨が十分伝わっていない」という説明が出てくるのは、少々問題ではないでしょうか。

むしろ、この指標は、前計画のような補助指標とか社会目標として位置付けてもおかしくないくらいですし、その測定方法に問題があるのであれば、もっと早い段階で改善しておくべきだったのではないかと感じます。

率直に申し上げますと、何が問題で、この指標がなぜ現在の形で使われ続けているのかという点について、もう少し明確な説明をいただきたいと思います。

また、「こどもと十分に向き合える教員の割合」が 62.0%で、前年と 0.1 ポイント単位まで全く同じという点にも少し違和感があります。その前の年度も 61%台で推移しており、本当にこれほど横並びの結果になるものなのかという素朴な疑問もあります。

この点についても、ぜひ補足の説明をお願いしたいと思います。

その一方で、教育分野については、非常に多くの要素が複雑に絡み合っていることも理解しています。

教員の時間外労働の問題は、いじめ認知件数やいじめの解消率とも関係しますし、最近の制度改正で言えば、給食費の徴収方法の見直しなども、教員の業務負担軽減や労働時間の短縮につながっていると思います。

このように、県の取組を含め、さまざまな施策が複雑に関わり合う行政分野であることは十分承知おり、政策の体系が立てにくい面があることは承知しています。その上ではありますが、できるだけ明確で分かりやすい指標を設定していただきたいと思います。

特に「こどもと十分に向き合える教員の割合」だけにこだわるつもりはありませんが、一つの問題点としては認識できるように思います。

私からは以上です。

○坂野委員長

ありがとうございます。

今のお話は、1点目としては、新規漁業就業者数について、現時点で成果が十分に
出ていないとしても、それほど悲観的に捉える必要はないのではないかという御意見
だったかと思います。

2点目としては、教育分野の指標について、アウトカムレベルの指標としては「月
当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」よりも、「こどもと十分
に向き合える教員の割合」の方が適切ではないか、という御指摘だったと思います。

その上で、「こどもと十分に向き合える教員の割合」について、指標の趣旨が十分に
伝わっていないという説明がなされている点や、数値がほぼ横ばいで推移している点
について、もう少し詳しい説明が必要ではないかという御質問だったかと思います。

それでは、その点について事務局から御説明をお願いいたします。

○教育政策課

教育政策課です。御意見ありがとうございます。

「こどもと十分に向き合える教員の割合」につきましては、以前から指標の一つと
して設定しております。

御指摘のとおり、主観的な指標であることは否めない部分がありますが、今後は、
できるだけ教員に対して指標の意味合いや質問の趣旨について丁寧に周知しながら、
内容を精査し、よりよい状態にしていきたいと考えております。

○坂野委員長

私には「理解していただけていない」という点が少しよく分からなかったのですが、
ということなのでしょう。

現状は、特に説明を加えることなくアンケートを配布し、その回答結果を集計して
いるということではないかと思います。

そうだとすると、改善するとしても、具体的にどのような改善の余地があるとお考
えなのでしょう。

教員にとって子どもと向き合う時間が多いということ自体は、とても価値のあるこ
とだと認識されていると思います。

一方で、「こどもと向き合う時間があるか」という設問について、例えば5段階評価
なのか、ある・ないの2択で回答するものなのかは分かりませんが、例えば、「こども
と向き合う時間」とは具体的にどの程度の時間を指すのか、あるいはどのような行為
をしていれば「向き合っている」と判断するのか、その基準が教員によってさまざま
であるため、主観的な評価になってしまい、結果として数値が安定しないという意味
で「理解が十分でない」と考えておられるのでしょうか。

○教育政策課

働き方改革の効果を捉えるという趣旨もありますが、そうした部分が十分に伝わっていないと思っています。

「向き合うための時間」ですとか、業務の質など、先ほど申し上げたように主観的な判断に基づく回答が一定数生じていて、結果的に目標の達成に至らなかったと考えております。

○坂野委員長

調査自体は、これ、国が一律にやっている調査と同じものを行っているという理解でよろしいですか。

○教育政策課

県のものになります。

○坂野委員長

いろいろ御意見があるかと思いますが、意味合いとしてはとても重要な指標ではあると思いますので、その扱い方について、少し工夫が必要かと私も感じました。

木村先生他に何かありますでしょうか。

○木村委員

今の御説明について、一部聞き取れなかったところもありますので、また別の機会にコメントさせていただきます。

○坂野委員長

それでは益田委員お願いいたします。

○益田委員

今の木村委員のお話と重なる内容になりますが、教えていただければと思います。

まず、音声がよく聞こえなかったところについて確認させていただきたいのですが、「こどもと十分に向き合える教員の割合」の指標自体の説明は、全国の調査と合わせたものという理解でよろしいでしょうか。

○教育政策課

県のものになります。

○益田委員

県のものということであれば、修正や設定の見直しが可能ということでしょうか。

○教育政策課

そうなります。

○益田委員

指標の「こどもと十分に向き合える」については、定義が分かりにくいのではないかと感じました。

また、同様に、今回話題となっている57番目の指標である「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」に関連して、同じ施策グループの58番目にある「いじめ認知件数に対する解消率」という指標についても、この「解消率」が何を指しているのかが分かりにくいと感じています。

例えば、加害行為がなくなった状態を指しているのか、それとも被害者が精神的・身体的な苦痛を感じなくなった状態を指しているのか、よく分かりません。

このような指標を用いる際には、何をもって「解消」とするのか、あるいは「こどもと十分に向き合える」とはどういう状態を指すのかといった説明を、もう少し加えていただいた上でデータを取得することが大切なのではないかと、先ほどのやり取りを通じて感じました。

回答者によってイメージしている内容が異なっていると、適切な数値を把握することが難しくなってしまうと思います。その意味では、こうした指標は特に定義や説明が重要になると思います。

まず、「いじめ認知件数に対する解消率」が何を示しているのかについて教えていただきたいと思います。

また、その内容次第では、先ほど木村委員がおっしゃったように、時間外在校等時間の減少によって、子どもと十分に向き合う時間や、いじめ問題に関わる保護者と向き合う時間、あるいはスクールカウンセラー等と連携する時間が増え、その結果として、いじめ認知件数に対する解消率の向上につながるというような関係性も考えられると思います。

そのため、同じ施策の中で、各指標をどのようなストーリーや関連性のもとで位置付けておられるのか、教育庁として、また総合企画部として、どのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

これが1点目です。

それから2点目ですが、まとめたの質問で恐縮ですが、今回の指標は主として公立学校を対象としたものだと思います。

一方で、県内には私立学校に通っている児童・生徒も一定数いるかと思います。千

千葉県では私立学校に関する所管は総務部学事課であると認識しておりますが、公立・私立を含めた千葉県全体の教育環境について、どのような評価やモニタリングを行っているのか、その点についても教えていただければと思います。

○坂野委員長

3点ほど御質問があったかと思います。

1点目は、指標に用いている言葉の定義についてです。

2点目は、同じ施策の中で設定されている各指標の関係性についてです。

3点目は、公立学校だけでなく私立学校も含めた、県全体としてのモニタリングや状況把握についてです。

まず1点目の指標の定義については、お答えいただけたと思います。

2点目については、木村委員からも御指摘がありましたが、教育分野は因果関係がかなり複雑に絡み合っていると思います。

また、ロジックモデルを見ると、本来関係がありそうな指標同士のつながりが十分に表現されていないようにも感じます。

特に根本的なところとして、教育施策におけるアウトカムを何と考えるのかという整理が少し難しいのではないかと思います。

現在は、「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」が社会目標として設定されており、最もアウトカムに近い位置付けになっています。

しかし、本来、教員の働き方改革という観点から考えると、アウトカムは、教員がやりがいを持って働ける環境が実現することであったり、子どもたちが主体的に学べるようになることであったり、いじめの減少や問題の解消につながることであったりするのではないかと思います。

そのためには、その前提として、教員が一人ひとりの子どもと十分に向き合う時間を確保できていることが必要になるはずです。

益田委員や木村委員がおっしゃったのも、そうした点ではないかと思います。

ところが、ロジックモデルを見る限り、そのような関係性が十分に見えないため、施策体系全体が少し分かりにくくなっているのではないかという印象を受けました。

おそらく担当課の皆様は、そのような関係性を意識して施策を進めておられると思うのですが、それがロジックモデルや指標体系の中に十分表現されていないのではないか、というのが私の理解です。

したがって、2点目については、木村委員や益田委員から御指摘のあったような、施策と目標との関係についてどのように考えておられるのか、お聞かせいただければと思います。

そして3点目ですが、所管の違いはあるものの、私立学校も含めて千葉県全体の教育環境をどのように把握し、モニタリングしているのかについても、お答えいただ

ればと思います。

1点目は定義の問題ですので、分かる範囲で結構です。

2点目は施策と目標の関係性についてのお考えをお聞かせいただきたいということです。

3点目は、公立・私立を含めた全体の状況把握についてです。

簡潔で結構ですので、御説明をお願いいたします。

○児童生徒安全課

児童生徒安全課です。

いじめ認知件数に対する解消率について、私から御説明いたします。

この指標は、当該年度において各学校がいじめとして認知した件数のうち、各学校が「いじめが解消した」と判断した件数の割合を示したものです。

この数値については、毎年実施されている文部科学省によるいわゆる「問題行動調査」の数値を用いております。

また、「いじめの解消」の定義についてですが、こちらも文部科学省が示している定義に基づいています。

具体的には、次の2つの要件を満たした場合に、いじめが解消していると判断します。

1つ目は、いじめの被害者に対する、いじめによる心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当期間継続していることです。この「相当期間」については、少なくとも3か月を目安とするとされています。

2つ目は、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がそのいじめによって心身の苦痛を感じていないと認められることです。

この2つの要件を満たして、初めて「いじめが解消した」と判断することになります。

私からは以上です。

○坂野委員長

ありがとうございます。

そのような定義を分かるようにしておいていただけると、ありがたいと思います。

認知件数の問題などは、文科省の基準に従っているということですので、それを明確にすることが、まずは大切かと思います。

続いて2番目、3番目についていかがでしょうか。

○教育政策課

いじめ認知件数に対する解消率が、施策全体「こどもたちの自信を育む教育の土台

づくり」の効果とどのように結び付いているのか、という御質問かと思います。

今回御説明した解消率についてですが、この数値を向上させるためには、教職員が子どもたちと十分に向き合う時間を確保し、学校の指導・運営体制の充実が図られていることが必要であると考えております。

こうした前提が整うことで、教職員は自校の児童生徒の様子をしっかりと把握し、見逃すことなくいじめを認知し、その解消に向けた取組を進めることができると考えております。

一方で、児童生徒の側も、教員が自分たちに十分に向き合い、信頼できる存在であると実感できれば、いじめに限らず、自身が抱えるさまざまな問題について安心して相談し、その改善につなげることができると考えております。

また、学校が直面する課題は複雑化・多様化しております。教師が子どもたちと十分に向き合う時間を確保するためには、教職員が担う業務の適正化や校務D Xの推進、さらに学校だけでは解決が難しい事案に対応するためのスクールロイヤー等の体制整備が必要であり、そのための施策の充実に取り組んでおります。

加えて、学校の指導・運営体制の充実に向けては、学校内外との連携の強化、校長・教頭への支援、支援スタッフの配置拡充、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成などが求められております。

今申し上げた取組は、施策コードⅣ－２－①に示している５つの取組内容と重なる部分が多いと考えております。例えば、「教育の質の向上」「安全・安心で魅力ある学校づくり」「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」など、各取組と密接に関係しています。

このようなことから、施策コードⅣ－２－①に基づく行政活動が円滑に進捗すれば、子どもが抱える問題の把握や、その解消に向けた支援も進むという仮説のもとで、「いじめ認知件数に対する解消率」を社会目標として設定しているところです。

以上です。

○坂野委員長

ありがとうございます。

今のお話を伺っていて、２点目の論点については、さまざまな要因が教員の働き方や時間外勤務、あるいは本来注力すべき業務に充てられる時間に関係しており、それらが最終的には子ども一人ひとりと向き合う時間の確保につながっていく、そしてそのことが、先ほど御説明いただいたいじめの解消率にもつながっていくという関係性を御説明いただいたのかなと思います。

あとは、その仮説が実際に成り立っているのかという点だと思います。

先ほど木村委員からも御指摘がありましたが、「こどもと十分に向き合える教員の

割合」は、おそらく学校ごとに違いがあると思います。

また、「いじめ認知件数に対する解消率」についても、学校によって差があるのではないかと思います。

そうしたデータ同士の関係を見ていくことで、この指標の測定の仕方が適切なのか、あるいは本当に意味のある指標として機能しているのか、といったことも見えてくるのではないかと思います。

さらに、「こどもと十分に向き合える教員の割合」についても、学校ごとの違いがあるとすれば、スクールカウンセラーの配置状況など、先ほど関係すると御説明いただいた要素については、多くが指標として把握できるのではないかと思います。

それらを比較していけば、各施策を実施したことによって実際に教員の余裕が生み出され、その結果として子どもと向き合う時間が確保され、主要な業務へ振り向けられているのかということも、ある程度検証できるのではないかと思います。

もちろん、そうした検証にはコストもかかるとは思いますが、まずは検証可能なテーマであるという認識を持っていただくことが大事なのではないでしょうか。

そうした取組こそが、まさにEBPM、エビデンスに基づく政策評価につながるものだと思います。

ぜひ今回を一つのきっかけとして、そうした視点も意識しながら評価や分析を進めていただければよいのではないかと感じました。

宮入委員いかがでしょうか。

○宮入委員

ありがとうございます。

今回は皆様から、指標の定義や施策間の関係性について大変重要な御意見が出ていたと思いますので、私は少し別の視点から意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、183 ページの予算と決算の部分についてです。

行政の場合、予算を確保したらしっかり執行するという考え方があると思いますが、ここを見ると比較的大きな執行残が見られます。

もちろん、節約や効率化の結果である可能性もありますが、そもそも予算というのは、その施策を進めるために必要なコストとして確保されたものですので、本当に必要な取組が実施できていたのかという視点は重要ではないかと思います。

民間企業では、限られた人員の中でDX化や業務改革を進め、そこで生み出された余力をより付加価値の高い業務に振り向けるといった取組が進んでいます。

教育分野においても、生徒向けのICT活用だけでなく、教員の業務を支援するためのDX化が進められていると理解しています。

そのような中で、DX関連の予算や、教員確保・教育の質向上に関する予算について執行残が生じているのであれば、本当に必要な取組が実施できていたのか、あるい

は別の課題があったのかという観点からも見ていく必要があるのではないのでしょうか。

お金は使うこと自体が目的ではなく、有効に活用して成果につなげることが重要です。

その意味で、指標の達成状況を見るだけでなく、予算や事業の実施状況との関係もあわせて確認することで、より実態に即した評価ができるのではないかと思います。

また、教員の確保や教職員のウェルビーイング、さらには子どもと向き合う時間の確保といった課題に対して、DX化や業務改善がどのように寄与しているのかという視点も重要だと思います。

問題なのは、原因と結果を一対一で捉えてしまうことだと思います。実際には、ある取組が次の取組につながり、さらに別の成果につながるという好循環があるはずです。

今回の予算や取組内容を見ると、そのような連関の中で成果が生まれている可能性がありますので、ときどき引いた視点から俯瞰的に見ていただくことも必要なのではないかと感じました。

次に、漁業就業者数の関係です。

先ほども申し上げましたが、新規漁業就業者数の目標については、毎年を目安値が設定されている一方で、実績はなかなかその水準に達していません。

先ほど御説明もいただきましたが、その目標値や目安値を今後どのように評価し、取り扱っていくのかについては、まだ少し分かりにくい部分が残っているように感じました。

特に漁業については、漁家の子弟ですら将来の進路として選ばなくなっている状況もあると伺っていますので、単純に就業者数だけを見るのではなく、漁業そのものを持続可能な産業としてどう発展させるかという視点が必要だと思います。

そうした魅力づくりや産業としての将来性があるからこそ、新たな就業者も集まってくるのだと思います。

例えば、全国や県内でも比較的うまくいっている地域や先進的な漁港、モデル地区のような事例があるのであれば、その成功要因を分析し、有効な施策を横展開していくことも考えられるのではないのでしょうか。

その意味では、毎年目標値の達成・未達成だけを見るのではなく、他の行政活動目標や関連施策とのつながりを含めて、もう少し大局的に捉えていく必要があるのではないかと感じました。

以上です。

○坂野委員長

多分、最初の御質問、教育分野に関する御指摘については、新たな論点として、予

算の使い方をどう評価するかというお話だったと思います。

単に予算を執行したかどうかではなく、その予算が有効に使われたかどうかをしっかりと見る必要があるのではないかと、という御意見だったと理解しています。

つまり、予算の執行状況と行政活動目標との関係を確認し、その予算がどのような形で行政活動目標の達成に結び付いたのかを見るのが大切だということだと思います。

一方で、行政活動目標が達成されたとしても、その成果として生まれるアウトカムは必ずしも一つではありません。特に教育分野では、複数の施策や事業が相互に関連しながら成果につながっている可能性があります。

例えば、DX化による効率化によって生み出された時間や資源が、どのような価値の向上につながったのか。その「価値」とは何なのかをしっかりと見極めながら、より高い成果につなげていく視点が必要ではないかという御指摘だったと理解しました。

そうした意味で、予算の消化率だけではなく、予算の効果的な活用や成果とのつながりについても評価していくべきではないか、という御意見だったと思います。

もう一つ、十分に議論できていなかった漁業の方についてですが、いかがでしょうか。

御質問と関係するのは、漁業分野では大きく二つの柱があり、一つは浜の活性化計画、もう一つは海洋人材確保・育成センターの設置だと思います。

おそらく、千葉県の漁業を今後どのように発展・再生していくのかというビジョンに関わるのは、浜の活性化計画の方なのではないかと私は理解しています。

その一方で、実際には両者の関連性が非常に強いにもかかわらず、その関係性が十分に示されていないことが課題なのではないかと思っています。

例えば、浜の活性化計画の中で、千葉県の漁業をどのような産業として発展させていくのかという将来像が描かれ、その将来像が魅力的なものであれば、当然ながら後継者の確保や新規就業者の増加にも影響してくるはずです。

そのような関係性が十分に考慮されていないのではないかと、というのが先ほどの御指摘の趣旨だったのではないかとと思うのですが、担当課としてはその点をどのようにお考えでしょうか。

○水産課

水産課でございます。

今お話のありました「浜の活力再生プラン」の取組により、稼げる水産業の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

漁業が稼げるものになれば、担い手も増加するものと思いますが、漁村地域での漁業活動や、生産基盤を維持していく上で、一定程度の漁業者を確保する必要があり、両輪で進めていかなければいけないことと考えています。御意見のありましたモデル

というところでは、漁家子弟の方が後を継がなくなっている一方で、都市部などでは潜在的な漁業就業希望者もいることから、南房総市などにおいて、総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用し、都市部からの移住と漁業就業につなげている事例がありますので、こうしたモデルとなる事例の横展開を図っているところです。

○坂野委員長

その目標について考えていたのですが、統計データを見ると、もともと1968年頃に3万人くらいいた漁業就業者が、2023年には2,700人程度まで減少しています。また、直近5年間を見ても、毎年100人から200人程度ずつ減少している状況です。

そうすると、仮に新規就業者数50人を達成したとしても、減少に歯止めがかかる状況ではないように思います。

おそらく、この50人という目標は、現状を踏まえたうえで設定されたものだと思いますが、一方で、この50人という数値と、将来の千葉県の漁業の姿との関係が見えにくいようにも感じます。

先ほど宮入委員が疑問を呈されていたのも、おそらく「50人」という数値が何を意味しているのか、その位置付けが分かりにくいという点だったのではないかと、私は感じました。

結局のところ、50人という目標と、千葉県の漁業が将来どうあるべきかというビジョンとのつながりが見えにくいため、目標値の意味合いを理解しにくいのだと思います。

その意味では、目標の立て方について、あるべき姿として言葉で示されているビジョンと、その達成状況を測るアウトカム指標との関係を、もう少し整理する必要があるのではないかと感じています。

具体的な提案があるわけではありませんが、今後の目標設定や評価を考えるうえで、その点は大きな課題の一つではないかと思っています。

ですので、次回以降の評価や計画の見直しに向けた視点として、そのような問題意識を記録として残しておくとういのではないかと感じました。

宮入委員、何か追加でございますか。

○宮入委員

今の坂野委員長の御説明で、50人というのが本当に涙ぐましい目標を掲げて、非常に難しいけれども、何とかしたいという気持ちが入っているというのはよく分かりましたので、あとはそれについて、どういう手段で根本を解決するのかというところに注力していただければよいのではないかと感じました。

ぜひ魅力発信に頑張っていただきたいと思います。

○坂野委員長

ありがとうございました。

予定の時間が過ぎてしまいましたので、まだまだ議論すると様々な視点も出てくるかと思いますが、審議は終わりにしたいと思います。

それでは最後に、事務局から報告等はございますか。

○政策企画課政策室長

特にございません。

○坂野委員長

それでは、最後、ちょっと急ぎ足になってしまいましたけれども、本日はどうもありがとうございました。

これで本当に最後になります。県から何かございましたら、よろしくお願いいたします。

○総合企画部長

総合企画部長の三神でございます。

委員の先生方におかれましては、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

また、坂野委員長におかれましては、丁寧に議事を進行していただきましたことに感謝申し上げます。

全体を通じて御意見いただきました、目標と手段との関係をどのように設定するか、また、取組の結果・成果をどのように評価して検証するかが重要であるということで、私ども行政にとっては日々、考えなければならないことであると考えております。

現在の総合計画は残り2年半となっておりますが、まずは評価をしっかりと行うとともに、次期計画の策定に当たっては、本日御指摘いただいたような中間目標の設定も含め、最終目標の達成に向けた適切な中間目標を設定し、その検証効果をより高めていく必要があると考えております。

また、冒頭で坂野委員長からありましたとおり、世界情勢をはじめ、世の中の動きは非常に大きく変化しております。生成AIの急速な進化など、当初予想した社会情勢と違った変化の中で、4年間の計画を進めていくという難しさもございます。

そのような時には工夫をしながら、時には柔軟に対応し、最終的に千葉県の未来をより良いものとし、県民の幸せを最大化していけるよう、県庁全体で取り組んでまいります。

委員の先生方におかれましては、今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
長時間ありがとうございました。

○坂野委員長

それでは、評価結果につきましては、本日の会議を踏まえ、必要な修正を行った上で、公表に向けて取りまとめていただきたいと思います。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

本懇談会は年1回の開催となりますが、これをもちまして本日の議事を終了したいと思います。

ありがとうございました。

5. 閉会

○司会

委員の皆様には長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。